

第2節 不良債権処理の促進

I 不良債権の概念（資料9-2-1、2参照）

1. リスク管理債権（資料9-2-3参照）

金融機関の不良債権の概念としては、全銀協統一開示基準等（平成11年3月期以降は銀行法施行規則等をいう。以下同じ。）に従って積算し、公表されているリスク管理債権の概念がある。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（SEC）と同様の基準に基づくものであり、平成10年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始。平成11年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示を罰則付きで義務化した。リスク管理債権は、貸出金を客観的形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関がその額を開示しているものであり、預金者・投資家への情報提供及び金融機関間での比較可能性に重点を置いた内容となっている。

2. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」）に基づく資産査定（資料9-2-4参照）

金融再生法においては、金融機関は決算期ごとに資産査定を行い、その結果を公表しなければならないこととされ、具体的には、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分による資産査定の開示が行われることとなっている（主要行については、平成11年3月期より、地域銀行については平成11年9月期より、協同組織金融機関については平成12年3月期より、開示が義務づけられた）。

この金融再生法に基づく資産査定は、「リスク管理債権」と比べて、ア) 公表対象資産の範囲を貸出金だけでなく総与信に拡大、イ) 債権ベースではなく債務者ベースで開示、の点で更に踏み込んだ開示となっている。

3. 自己査定（資料9-2-5、6参照）

平成10年度より早期是正措置制度が導入されたことを踏まえ、各金融機関においては、適正な償却・引当を行うための準備作業として自己査定を行っている。個々の金融機関においては、自己査定の資産分類結果について公表しておらず、金融庁から、金融機関全体の集計値について、リスク管理債権と併せ、参考として公表している。

自己査定については、あくまでも金融機関が適正な償却・引当を行うための内部手続きであり、金融機関の間で比較することを前提としたものではないこと等

から、これを不良債権として認識するのは不適当である。

II 不良債権の現状（資料9-2-7、8参照）

1. リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】 (単位：兆円)

10年3月	11年3月	12年3月	12年9月
29. 8 (26. 6)	29. 6 (29. 6)	30. 4 (28. 6)	31. 8 (29. 3)

(注) 下段の括弧内の数字は、長銀、日債銀を除いた額。

2. 金融再生法に基づく資産査定

	正常債権	要管理債権	危険債権	破産更生債権及びこれらに準ずる債権
12年3月期	504. 3兆円	7. 8兆円	16. 2兆円	7. 8兆円
12年9月期	498. 9兆円	9. 0兆円	15. 3兆円	8. 6兆円

3. 全国の自己査定の集計結果（総与信ベース）

	I分類	II分類	III分類	IV分類
平成12年3月期	472. 4兆円 (591. 6兆円)	60. 5兆円 (78. 2兆円)	2. 8兆円 (3. 5兆円)	0. 0兆円 (0. 0兆円)
平成12年9月期	467. 2兆円	61. 2兆円	2. 7兆円	0. 0兆円

(注1) () の計数は預金取扱金融機関（全国銀行+協同組織金融機関）の計数。

(注2) I分類：正常債権、II分類：回収に注意を要する債権、III分類：回収に重大な懸念のある債権、IV分類：回収不能債権

(注3) II分類は、その大宗が、注意を怠らなければ損失が発生しないものであり、これを一律に不良債権と位置づけるのは不適当。

金融機関の不良債権残高は、横這いで推移しているが、基本的に担保及び引当により適切な保全がなされており（注）、金融機関の健全性については問題がないと認識。

(注) 再生法開示債権の担保・引当による保全状況

(12年9月期 主要16行ベース)

担保・引当による保全率	76. 7%
うち破産更正等債権	99. 5%
危険債権	81. 6%
要管理債権	48. 7%

III 不良債権問題への今後の取り組み

不良債権が資産計上されている限り、収益性の低下や追加処理リスクにより貸出態度を過度に慎重にさせるということや、貸出先企業の収益分野への投資を困難にさせることといった問題があり、直接償却等により不良債権残高の削減に努める必要がある。

不良債権のオフバランス化は、日本経済全体の観点から、産業・企業の再生と表裏一体のものとして行われるべきであり、こうした観点からどういった取り組みが可能か、1月以降、経済産業省、国土交通省と連絡会を設け、意見交換を行ってきた。

4月6日、政府は緊急経済対策を発表し、その中で金融と産業の一体的な再生を目的とした不良債権問題への包括的な対応策等を取りまとめた。この対策は、主要銀行におけるオフバランス化の原則等、不良債権の抜本的なオフバランス化に向けた施策等の施策を盛り込んでいる（資料8-1-2参照）。

金融庁としては、今後、これらの施策を推進し、不良債権問題の抜本的解決に向けて積極的に取り組む所存。